

差し押さえなどの滞納処分を強化します 市税等徴収対策室を設置

市税滞納の現況

平成21年度の現年課税市税（国民健康保険税を除く）の収納率は47億2900万円余りで、収納率は97・98%となっています。

このように、ほとんどの納税者の皆さんが、厳しい経済状況下でも納期限内に市税を納税されている一方で、毎年2%弱の滞納が積み重なり、市税の滞納総額は3億6900万円余りとなっており、市の財政を圧迫しています。

病気や失業などのやむを得ない理由で一時的に税金を納められない方もいますが、中には、納めることができる経済状況にもかかわらず、市税を納めない悪質な滞納者や、滞納額が累積し、高額となっている滞納者がいます。

市税等徴収対策室の設置

このことから、滞納市税（介護保険料などの保険料を含む）の圧縮と、納期限内に納めておられる方の公平性を保つため、本年4月に市税等

徴収対策室を設置しました。

市税等徴収対策室では、これまで税務課が行ってきた「納税交渉重視型」の滞納整理では回収できなかった市税を、財産の差し押さえ、換価などの滞納処分を前提とした「滞納処分重視型」の滞納整理により滞納市税の回収を行います。

滞納処分とは？

滞納処分とは、納期限を過ぎて、督促状を送付してもなお納付されない場合、滞納者に帰属する財産（預貯金・給与・生命保険・国税還付金・不動産・自動車など）を差し押さえ・換価し、その代金を市税などに充当する一連の処分です。租税や公課にはその財政基盤を確保するために、裁判所などの司法の執行機関を通じてではなく、自ら強制的に徴収することができる自力執行権が認められています。

- ・差し押さえ：個人などが自己の財産を処分することを禁止すること
- ・換価：差し押さえた財産を金銭に換えること

税金滞納に関するQ & A



Q 市税を納め忘れていて納期限が過ぎてしまいました。このまま納めないとうりになりますか？

A 納期限までに納付がない場合、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状1通につき督促手数料100円が加算徴収されます。また、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて延滞金を未納額に加算して納付することになります。

*

Q 催告書が届きました。催告書とは何ですか？催告書で市税を納めることはできますか？

A 催告書とは、督促状を発送した後、一定の期間が過ぎても市税が納まっていない場合に送付しており、自主的な納付を促す目的で発行しています。また、催告書では市税を納めることはできませんので、納付書がお

手元にないたため納めることができない方は、下記までお問い合わせください。

Q 滞納額が少額なので、差し押えられることはないですか？

A 滞納額の多い少ないに関わらず財産調査を行い、財産があれば差し押さえを行います。

*

Q 税金を納付しないと何か損はありますか？

A 税金を納付せずに放置していても何もいいことはありません。まず、あなたが本来受けることができる行政サービスが制限されます。また、差し押さえを行う前にあなたの財産調査を行います。この結果、あなたが滞納していることが勤務先や取引先へ知られてしまいます。

そして、滞納処分が執行されると、あなたの大切な財産を失うこととなります。

*

Q 財産を差し押さえるときには、事前に連絡をもらえるのですか？

A 法律では、督促状を発送して10日を経過した日までに完納していない場合、事前の同意や連絡がなくても差し押さえができることになっています。しかし、あくまでも自主的に納付していただくことが税本来の姿で

平成23年度 市税などの納期一覧

| 月 | 納期限 | 固定資産税 | 市県民税(普徴) | 軽自動車税 | 国民健康保険税(普徴) | 介護保険料(普徴) | 後期高齢者保険料(普徴) |
|-----|----------------|-------|----------|-------|-------------|-----------|--------------|
| 4月 | H23. 5. 2(月) | 1期 | | | | | |
| 5月 | H23. 5. 31(火) | | | 全期 | | | |
| 6月 | H23. 6. 30(木) | | 1期 | | | | |
| 7月 | H23. 8. 1(月) | 2期 | | | 1期 | 1期 | 1期 |
| 8月 | H23. 8. 31(水) | | 2期 | | 2期 | 2期 | 2期 |
| 9月 | H23. 9. 30(金) | | | | 3期 | 3期 | 3期 |
| 10月 | H23. 10. 31(月) | | 3期 | | 4期 | 4期 | 4期 |
| 11月 | H23. 11. 30(水) | | | | 5期 | | 5期 |
| 12月 | H23. 12. 26(月) | 3期 | | | 6期 | 5期 | 6期 |
| 1月 | H24. 1. 31(火) | | 4期 | | 7期 | | 7期 |
| 2月 | H24. 2. 29(水) | 4期 | | | 8期 | 6期 | 8期 |
| 3月 | H24. 4. 2(月) | | | | 9期 | | |

※納期限とは、納期の末日（毎月末日（12月のみ25日））のことで、土曜日または休日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。
※普徴とは、普通徴収の略で、口座振替または市から送付する納税通知書（納付書）により、市役所会計課窓口、市の指定金融機関窓口で直接納めていただく制度です。

問合せ先 税務課納税担当（内線231または232）

す。督促状や催告書を発送し、納付を促しても納付されない場合、納期限内に納めておられる方の公平性を確保するため、財産を差し押さえることとなります。

なお、このようなことにならないよう、納期限内に納付できない事情がある場合は、事前に左記までご相談ください。



差し押さえ件数の内訳

| 区分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度(4・5月分) |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 預貯金 | 4 | 12 | 39 | 44 | 22 |
| 給与 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生命保険 | 0 | 1 | 2 | 4 | 0 |
| 国税還付金 | 2 | 14 | 10 | 15 | 0 |
| その他債権 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 動産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不動産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計件数 | 6 | 30 | 52 | 64 | 22 |

年度別差し押さえ件数の推移

